## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	〇 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県	_
3. 市区町村名	君津市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.kimitsu.lg,jp/soshiki/8/2363	.html

執行機関名 君津市長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		君津市個人番号の利用に関する条例(平成27年君津市条例第42号)別表第1 4 の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	君津市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年君津市規則第11号)第1条
	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	(目的) 第1条 この規則は、 <u>子ども</u> の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の 全部又は一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって <u>子</u> ども医療及び子育ての <u>支援体制の充実</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		君津市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年君津市規則第11号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	君津市子ども医療費の助成に関する規則第7条	
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	君津市子ども医療費の助成に関する規則第7条の子ども医療費助成の申請に係る 事実についての <u>審査に関する事務</u>	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	君津市子ども医療費の助成に関する規則第4条	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	
③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	子どもに係る生活保護実施関係情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	君津市子ども医療費の助成に関する規則第7条	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九 条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認 定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	子ども及びその保護者に係る市町村民税に関する情報	
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	君津市子ども医療費の助成に関する規則第11条	
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	君津市子ども医療費の助成に関する規則第11条の子ども医療費助成の更新に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	君津市子ども医療費の助成に関する規則第4条	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	

③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	子どもに係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	君津市子ども医療費の助成に関する規則第11条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九 条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認 定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	子ども及びその保護者に係る市町村民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	君津市子ども医療費の助成に関する規則第12条
	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の <u>変更の認定に関する</u> <u>事務</u>	君津市子ども医療費の助成に関する規則第12条の助成資格の <u>変更の認定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 イ	君津市子ども医療費の助成に関する規則第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	子どもに係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	君津市子ども医療費の助成に関する規則第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	子ども及びその保護者に係る市町村民税に関する情報

備考
----